

令和2年3月相模原市教育委員会臨時会

日 時 令和2年3月27日(金)午後4時00分から午後5時45分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第26号) 工事計画の策定について(教育環境部)

日程第 2 (議案第27号) 相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について
(教育環境部)

日程第 3 (議案第28号) 相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事
について(学校教育部)

日程第 4 (議案第29号) 相模原市教職員健康審査会委員の人事について(学校教
育部)

日程第 5 (議案第30号) 相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について(生涯
学習部)

日程第 6 (議案第31号) 相模原市体育館に関する条例施行規則の一部を改正する
規則について(生涯学習部)

日程第 7 (議案第32号) 相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例施行規則
の一部を改正する規則について(生涯学習部)

日程第 8 (議案第33号) 相模原市立相模原球場条例施行規則の一部を改正する規
則について(生涯学習部)

日程第 9 (議案第34号) 非常勤の公民館長に対する事務委任規則を廃止する規則
について(生涯学習部)

日程第10 (議案第35号) 相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則に
ついて(生涯学習部)

日程第11 (議案第36号) 相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一
部を改正する規則について(教育局)

日程第12 (議案第37号) 相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する

規則の一部を改正する規則について（教育局）

日程第 1 3（議案第 3 8 号） 相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について（教育局）

日程第 1 4（議案第 3 9 号） 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則について（学校教育部）

日程第 1 5（議案第 4 0 号） 相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について（学校教育部）

日程第 1 6（議案第 4 1 号） 相模原市一般職の常勤代替教諭等の勤務条件に関する規則を廃止する規則について（学校教育部）

日程第 1 7（議案第 4 2 号） 相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について（教育局）

4．報告案件

日程第 1 8（報告第 7 号） 教職員研修の令和元年度実施状況及び令和 2 年度実施計画について（教育センター）

出席した教育長及び委員（5 名）

教 育 長 鈴 木 英 之

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 永 井 廣 子

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

欠席した委員（1 名）

委 員 宇田川 久美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 小 林 輝 明 教 育 環 境 部 長 渡 邊 志 寿 代

学 校 教 育 部 長 細 川 恵 生 涯 学 習 部 長 大 貫 末 広

教育局参事 兼教育総務室長	佐野 強 史	教育総務室担当課長 (人事給与班)	磯見 学 俊
教育総務室担当課長 (総務企画班)	江野 学	教育総務室主査	小口 志 保
教育総務室主査	境 賢	教育環境部参事 兼学校保健課長	原田 道 宏
教育環境部参事 兼学校施設課長	小杉 雅 彦	学校教育課長	篠原 真
学校教育課担当課長 (人権・児童生徒指導班)	松本 祥 勝	学校教育部参事 兼教職員人事課長	農上 勝 也
教職員人事課担当課長 (企画班)	竹内 進 吾	教職員給与厚生課長	沖本 健 二
教職員給与厚生課 担当課長(給与班)	山口 幸 司	教育センター所長	浅倉 勲
教育センター担当課長 (研究・研修班)	加藤 政 義	生涯学習部参事 兼生涯学習課長	遠山 芳 夫
生涯学習課担当課長 (公民館支援班)	小中 信 幸	生涯学習課主査	長島 正 浩
スポーツ課長	高林 正 樹	スポーツ課総括副主幹 (スポーツ振興班)	望月 悦 郎
スポーツ課総括副主幹 (施設管理班)	山崎 則 仁		
事務局職員出席者 教育総務室主任	島崎 順 崇		

開 会

鈴木教育長 ただいまから、相模原市教育委員会3月臨時会を開会いたします。

本日の出席は現時点で4名で、定足数に達しております。

なお、本日、宇田川委員より欠席の届出がありましたのでご報告いたします。また、永井委員より、少し遅れる旨の報告がありましたので、それについてもご報告させていただきます。

本日の会議録署名につきましては、永井委員と平岩委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

日程に入ります前に、新型コロナウイルス感染症への対応について、ご報告させていただきます。

ご承知のとおり、本市の市立小中学校については、3月2日から25日まで臨時休業としておりましたが、3月24日に文部科学省から教育活動の再開に係る通知が発出されたことを受け、事務局で検討を重ねてまいりました。本市におきましては、昨日もまた1人ということで、感染の陽性者は合計で28名ということですが、東京都における感染拡大が報道され、神奈川県知事からも今週末の外出自粛要請がありました。

感染症をめぐる状況は日々変化しておりますが、市内の状況につきましては、楽観はできないものの、義務教育の重要性も踏まえ、現時点では、3月25日までの臨時休業措置を延長せず、最大限の感染防止策を講じながら、新学期への準備を進めることとしております。

教育活動の再開に当たりましては、国の専門家会議が指摘する換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、それから近距離での会話・発声、この三密、3つの条件が同時に重なることを回避していくべきだというお話がございましたので、本市におきましても、そのようなことを回避してまいりたいと考えております。

具体的な留意事項等については、現在、教育委員会の事務局、特に学校教育部を中心に整理しているところでございます。また、公民館等につきましては、今週の本部会議で相模原市民会館、あるいは公民館につきまして、3月31日まで休止としておりましたが、4月13日まで休止期間を延長するとしたところでございます。

今後も十分な警戒を続けながら、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握

し、判断してまいりたいと考えております。

引き続き、適宜、ご相談、ご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

実は今日、お昼休みにも新聞記者の方から取材がありまして、相模原市は学校の再開をどうするのかと。現時点では再開に向かって考えていますとお伝えしました。特に児童生徒にとって、学校は生活の場であって、学びの場であるので、なるべく再開したいと思っています。

もう1つ、記者にお話をしたのは、この年度替わりのタイミングですので、このまま休校を続けてしまうと、自分は誰に相談したらいいのか分からない。あるいは、新たな教科書というの、どう配付をするのだということもありますし、やはり担任に子どもの様子を的確に把握していただきたいので、少なくとも2、3日ないしは1週間程度やった後、休校をしたいと。ただ、それも感染拡大の状況によっては、どうなるか分かりませんが、今の時点ではそういう形で動いています。

何かこの件で補足ありますか。

細川学校教育部長 今、教育長のお話にもございましたとおり、30日に一旦、市としてのガイドラインのようなものをきちんと学校にお示しさせていただこうと思っています。それで、それにつきましては、教育環境部とも話し合いを今、詰めているところでございまして、特にマスクのことなども、基本的に心配な点で具体的に保護者から挙げられているところでもありますので、そういう細かなことも全て一つひとつについて対応事例をお示ししていこうという予定でございまして。

現在、小学校長会、中学校長会、小中校長会の各会長ともやりとりをさせていただきまして、現場の実態に即した、そうしたガイドラインができるようにということで詰めているところでございます。

工事計画の策定について

鈴木教育長 それでは、これより日程に入ります。

なお、本日の会議についてですが、3月6日の定例会に引き続き、効率的な運営のため説明については簡潔にさせていただく部分もございまして、ご理解くださいますようお願いいたします。

はじめに、日程1、議案第26号、「工事計画の策定について」を議題といたします。

事務局より、説明をいたします。

渡邊教育環境部長 議案第26号、工事計画の策定につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、1事業1億円以上の施設の整備に関し、工事計画を策定いたしたく、提案させていただくものでございます。

今回、計画をいたします工事は、清新小学校ほか8校の長寿命化改修工事等の合計9件でございます。予算額及び工事の概要につきましては、表のとおりでございます。各学校の工事計画図につきましては、関係資料の各ページの記載のとおりでございます。

続きまして、10ページの参考資料をご覧いただきたいと存じます。

予算額が1億円未満の工事を含む、令和2年度小・中学校主要予定工事等一覧でございます。なお、各事業の進捗率は下段の表のとおりでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 進捗率が、校舎改造が72.3%ということですが、最終的に100%になるのは、大体どのくらいを目途にしているのでしょうか。

小杉学校施設課長 校舎改造事業につきましては、まずこれまでやっていた大規模改修工事がこのまま令和2年度実施したとすると72.3%になりまして、今後、長寿命化改修事業ということで、この校舎改修事業の中身が長寿命化事業という形で、形を変えて80年持たせるという工事になっていきます。

そうなりますと、その進捗率というのは、今後また長寿命化がどれだけ進捗するかという進捗率に置きかわりますので、来年度以降、その進捗率の数え方というのを整理していく必要があると考えています。

渡邊教育環境部長 今の説明を若干補足させていただきますと、何十年経ったところで工事が必要という考え方がございますので、毎年1年ずつ老朽化が進みますと、今、対象となっている工事が必要な校舎の72%なのですが、1年後にはまた、ほかの校舎で工事が必要な校舎が増えてまいります。そういうことが毎年、どんどん新しく発生しますので、100%になるのはなかなか難しいというような状況でございます。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

議案第26号、「工事計画の策定について」を原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第26号は可決されました。

相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について

鈴木教育長 次に、日程2、議案第27号、「相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について」を議題といたします。

事務局より、説明をいたします。

渡邊教育環境部長 議案第27号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱いたしたく、提案するものでございます。

はじめに、結核対策委員会の概要につきまして、2枚目裏面の議案第27号参考資料にてご説明申し上げます。

この委員会は、附属機関の設置に関する条例に基づき設置されているものでございまして、1の設置目的にございまして、市立小中学校における結核対策といたしまして、児童生徒の感染防止と感染者の早期発見等を目的として実施する結核検診及び患者発生時の対策に関する事項について、調査審議を行う目的で設置されているものでございます。

定数及び構成、任期、活動内容は記載のとおりでございます。

なお、令和元年度は審議案件がなかったため、会議の開催をいたしておりません。

2枚目表面の委員名簿をご覧ください。

委嘱する委員につきましては、名簿に記載の12名で、任期は令和2年4月1日から令和3年3月31日でございます。

このうち井上一恵氏、山崎真理氏、成田みすぎ氏の3名の方が新任でございます。

以上で議案第27号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、これより採決を行います。

議案第27号、「相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について」を原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第27号は可決されました。

相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事について

鈴木教育長 次に、日程3、議案第28号、「相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事について」を議題といたします。

事務局より、説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第28号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱いたしたく、提案するものでございます。

2枚目、裏面にございます議案第28号参考資料をご覧いただきたいと存じます。

はじめに、相模原市子どものいじめに関する調査委員会の概要についてご説明申し上げます。

本委員会は、1の設置目的にございまして、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する期間でございます。

定数は5人以内で、委員構成につきましては、(2)の4つの区分から選出しており、任期は2年でございます。

ただいま、ご覧いただいている資料表面、議案第28号関係資料、委員名簿をご覧いただきたいと存じます。

委嘱をお願いする委員につきましては、記載の3名で、任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

なお、委員のうち法律に関し知識経験を有するものにつきましては、推薦母体との調整を進めているところであり、日を改めて委嘱を行う予定でございます。

以上で議案第28号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたし

ます。

小泉教育長職務代理者 法律に関し知識経験を有する方は4月1日から、これは難しいということですかね。

篠原学校教育課長 今、ちょうど話し合いを進めているところになりまして、次回の教育委員会でご報告ができるかなと思っております。弁護士会の方から推薦をいただきますので、今、調整を進めている段階でございます。

鈴木教育長 よろしいですか。

それでは、これより採決を行います。

議案第28号、「相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事について」を原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第28号は可決されました。

相模原市教職員健康審査会委員の人事について

鈴木教育長 次に、日程4、議案第29号、「相模原市教職員健康審査会委員の人事について」を議題といたします。

事務局より、説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第29号、相模原市教職員健康審査会委員の人事について、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市教職員健康審査会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱いたしたく提案するものでございます。

はじめに、健康審査会の概要につきましてご説明申し上げます。2枚目、議案第29号参考資料をご覧くださいと存じます。

この審査会は附属機関の設置に関する条例に基づき設置されているもので、1の設置目的にございまして、学校職員、学校技能員及び介助員の疾病に係る治療の要否、職務の可否等及び健康管理に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議を行い、その結果を答申する目的で設置されているものでございます。

定数は5名以内で、団体推薦による医師で構成しており、任期は2年間でございます。

活動内容でございますが、復職の審査及び復職後の療養経過報告の内容の審議等を行っております。

今年度の開催実績は、裏面の5に記載のとおりでございます。

1枚目の議案第29号関係資料、委員名簿をご覧いただきたいと存じます。

委嘱をお願いする委員につきましては記載の5名で、任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

以上で、議案第29号、相模原市教職員健康審査会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

毎月、これはやっているのですよね。

沖本教職員給与厚生課長 そうですね。休職から復帰されたいと希望されている方、復職の方、それから、復職した後の療養経過について毎月行っております。

鈴木教育長 ちなみに、毎月対象は何人ぐらい。

沖本教職員給与厚生課長 この令和元年度ですと、この1年間で復職の審査が19人、これは4月から。大体月に1人ですとか、多いときで3人程度。この3月はかなり多くて、9名いらっしゃいました。それ以外に療養経過の方は1回に5、6人で、年間で38人となっております。

鈴木教育長 よろしいですか。

それでは、これより採決を行います。

議案第29号、「相模原市教職員健康審査会委員の人事について」を原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第29号は可決されました。

相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について

鈴木教育長 次に、日程5、議案第30号、「相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について」を議題といたします。

事務局より、説明をいたします。

大貫生涯学習部長 では、議案第30号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市スポーツ推進審議会委員7名が任期満了となりますことから、後任

の委員を委嘱いたしたく、提案するものでございます。

はじめに、相模原市スポーツ推進審議会の概要につきまして、ご説明申し上げます。資料3枚目の議案第30号参考資料をご覧ください。

相模原市スポーツ推進審議会は、地方スポーツ推進計画やその他のスポーツの推進に関する重要事項につきまして、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議することなどを職務としております。

委員の定数は15人以内、任期は委嘱の日から2年でございます。

1枚お戻りいただいて、2枚目の委員名簿をご覧ください。

委嘱する委員につきましては、名簿の中で網掛けをさせていただいております7名で、このうち、大山孝氏と小出庄作氏の2名は再任、鈴木秀知氏、牛田憲子氏、神藤昭嘉氏、渡辺賢介氏、高佐華子氏の5名が新任となります。

それでは、新たに委嘱する委員の方につきまして、ご説明をさせていただきます。

鈴木秀知氏でございますが、桜美林大学からご推薦をいただいております。現在、同大学の健康福祉学部の准教授でございます。

次に、牛田憲子氏並びに神藤昭嘉氏でございますが、令和元年12月と本年2月に実施いたしました、委員公募にご応募いただきまして、公募委員選考委員会において、選出された公募市民の方でございます。牛田憲子氏につきましては、バウンドテニスの神奈川県代表として全日本大会に出場したほか、全日本バウンドテニス大会審判員としても活躍された経験をお持ちです。また、神藤昭嘉氏につきましては、市内の中学校、高校で陸上部を指導された経験があるほか、現在は相模原市陸上競技協会の会長でございます。

次に、渡辺賢介氏でございますが、総合型地域スポーツクラブである、スポーツレクリエーションコミュニティ、こちらからご推薦をいただいております。現在同クラブの副理事長でございます。

次に、高佐華子氏でございますが、本市ホームタウンチームであるSC相模原、こちらからご推薦をいただいております。同クラブの広報担当でございます。

任期はいずれも令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。

以上で、議案第30号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

これより採決を行います。

議案第30号、「相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について」を原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第30号は可決されました。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。

(休憩・16:24～16:29)

相模原市体育館に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

相模原市立相模原球場条例施行規則の一部を改正する規則について

鈴木教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程6、議案第31号、「相模原市体育館に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」から日程8、議案第33号、「相模原市立相模原球場条例施行規則の一部を改正する規則について」までは関連がありますので、事務局から一括して提案説明を行い、個別に採決を行います。

それでは、事務局より説明をいたします。

大貫生涯学習部長 それでは、議案第31号、相模原市体育館に関する条例施行規則の一部を改正する規則、議案第32号、相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び議案第33号、相模原市立相模原球場条例施行規則の一部を改正する規則、この3議案についてご説明申し上げます。

資料の4枚目、議案第31号から議案第33号参考資料と右肩に標記してあります資料をご覧くださいと存じます。

本議案につきましては、スポーツ施設に関する規則を改正するものでございまして、その主な改正点について、それぞれご説明申し上げます。

はじめに、議案第31号につきましては、相模原市体育館に関する施設使用料の減免既定を追加するものでございまして、表の改正後に記しております(4)指定管理者が行う事業のため利用するとき及び(5)教育委員会が必要と認めるときの規定を追加するものでございます。

続きまして、議案第32号につきましては、議案第31号と同様に相模原市立グラウン

ド等体育施設に関する施設使用料の減免既定を追加するもので、表の改正後に記しております(6)指定管理者が行う事業のため利用するとき及び(7)教育委員会が必要と認めるときの規定を追加するものでございます。

続きまして、議案第33号につきましては、相模原市立相模原球場に関する改正でございます。体育室を利用する場合の申請受付の開始を現行2カ月前からとなっておりますところをグラウンドとあわせて利用する場合は、6カ月前からとする規定を追加するものでございます。

ただいまご説明いたしました、3つの規則の施行期日につきましては、令和2年4月1日といたしております。

以上で議案第31号から第33号までの3議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

小泉教育長職務代理者 この指定管理者が行う事業についての改正のタイミングというのは、どうしてここで出たのでしょうか。

高林スポーツ課長 実は、ほかにスポーツ課で所管している施設の条例、総合体育館条例ですとか、総合水泳場条例などにつきましては、従来、指定管理者が行う事業で100%ですとか、その他教育委員会が特に認めるものというものを掲げておりまして、今日お示したところの部分については、今までこのような規定を設定しておりませんでしたので、ここで整理をさせていただきたいというふうな理由でございます。

鈴木教育長 他に質問はございませんか。よろしいでしょうか。

これより採決を行います。

はじめに、議案第31号、「相模原市体育館に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第31号は可決されました。

次に、議案第32号、「相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第32号は可決されました。

次に、議案第33号、「相模原市立相模原球場条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第33号は可決されました。

非常勤の公民館長に対する事務委任規則を廃止する規則について

相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

鈴木教育長 次に、日程9、議案第34号、「非常勤の公民館長に対する事務委任規則を廃止する規則について」及び日程10、議案第35号、「相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」は関連がありますので、事務局から一括して提案説明を行い、個別に採決を行います。

それでは、事務局より説明をいたします。

大貫生涯学習部長 では、はじめに、議案第34号の非常勤の公民館長に対する事務委任規則を廃止する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、公民館長の職の見直しに伴い廃止いたしたく、提案するものでございます。

恐れ入りますが、資料の3枚目、議案第34号及び第35号関係資料と右肩に記載しております資料をご覧いただきたいと存じます。

1、非常勤の公民館長に対する事務委任規則の廃止の内容についてでございますが、地方公務員法の改正に伴い、非常勤特別職に対して事務を委任することができなくなったため、規則を廃止するものでございます。

次に、3の施行期日についてでございますが、令和2年4月1日でございます。

続きまして、資料を1枚お戻りいただきまして、議案第35号、相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、公民館長の職の見直しに伴う公民館長の任期の特例に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく、提案するものでございます。

恐れ入りますが、もう1度、議案第34号及び議案第35号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

2、相模原市立公民館条例施行規則の改正の主な内容についてでございますが、(1)の公民館を休館する際の手続に係る規定の追加につきましては、公民館長の職の見直しに伴い、公民館長に対し、公民館運営に関する事務委任をしなくなることに伴い、公民館の休

館を市民に知らせるための手続きについて規定するものでございます。

次に、公民館長の任期の特例に係る規定の改正につきましては、制度改正前の任期を一律で平成32年3月31日までとしていた特例について、改正するものでございます。この場合の制度改正前の任期に応じ、大沢公民館長ほか14名に係る任期については、令和3年4月30日まで、東林公民館長ほか12名に係る任期につきましては、令和4年4月30日まで、上溝公民館長ほか3名に係る任期につきましては、令和5年4月30日までとするものでございます。

3の施行期日についてでございますが、令和2年4月1日でございます。

以上で、議案第34号及び第35号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

少し、補足説明をお願いしたいのですが、関係資料の2の(1)公民館を休館する際の手続に係る規定の追加で、休館を市民に知らせるための手続きの方法について規定するというのが、具体的に少しどういうことか。

遠山生涯学習課長 今、お話のありました関係資料2の(1)のところでございますけれども、他の施設、図書館ですとか総合学習センターですとか、博物館ですとか、そういったところに関しては、もともと開館していた日を休館にする場合、例えば今回の新型コロナウイルスで建物を休館にしますよといったときには、あらかじめ告示をしなければならないというような、そういうふうな規定がございます。

一方で、公民館に関しては、この休館の部分につきましても、公民館長の方に委任をしてきていたと。こういうような経過がありまして、何らかの形で周知をしているのが実態ではあるのですが、その部分について規則には実は謳っていないという状況がございました。

それが今後、公民館長がそういった権限を持たなくなり、教育委員会が自ら権限を持つということとなりますので、ほかの施設と同様にこのように休館について市民に知らせるための手続きを改めて設けるということでございます。

実態としては行ってはいたのですがけれども、考え方として公民館長にその部分を委ねていたということから載っていなかった部分について、ここで公民館長の位置付けが変わったことによって、ほかの施設と同様に、あらかじめ周知をするというような部分について

位置付けさせていただいたというものです。

鈴木教育長 教育委員会の名前で周知するみたいなイメージですか。

遠山生涯学習課長 はい。

実態としては、もう、そのように行っておりますが、それを規則上も明確に位置付けさせていただいたものでございます。

鈴木教育長 ということです。少し分かりにくかったので。よろしいですか。

よろしければ採決をさせていただきます。

はじめに、議案第34号、「非常勤の公民館長に対する事務委任規則を廃止する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第34号は可決されました。

次に、議案第35号、「相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第35号は可決されました。

相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正する規則について
鈴木教育長 次に、日程11、議案第36号、「相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」及び日程12、議案第37号、「相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について」は、関連がありますので、事務局から一括して提案説明を行い、個別に採決を行います。

それでは、事務局より説明いたします。

佐野教育総務室長 はじめに、議案第36号、相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、公民館の館長代理の職の規定及び行政不服審理員の職の設置その他所要の改正をいたしたく、提案するものでございます。

改正の内容についてでございますが、1枚おめくりいただきまして議案第36号参考資料をご覧くださいと存じます。

改正する規則の新旧対照表でございます。1ページの右側の欄をご覧ください。

第4条に、下線のとおり社会教育法に規定する公民館の館長として館長代理とするよう規定するものでございます。

これは、地方公務員法等の改正に伴い、現在の公民館長が社会教育法に規定する公民館長の機能を担うことができなくなったことから社会教育法に規定する公民館長の機能を公民館の館長代理が担うこととするものでございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。

右側の別表の中でございますけれども、上から6行目、行政不服審理員を追加するものでございます。本市における行政不服審理員は非常勤特別職職員として任用しておりましたが、会計年度任用短時間勤務職員として、職の設置をするものでございます。

施行期日でございますが、令和2年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第37号、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、公民館の館長の職の見直しに伴う改正その他所要の改正をいたしたく、提案するものでございます。

改正の内容についてでございますが、1枚おめくりいただきまして、議案第37号参考資料をご覧いただきたいと存じます。

改正する規則の新旧対照表でございますが、おめくりいただいて、2ページの左側の欄をご覧ください。

第2条第1項第12号、公民館長の委嘱及び解嘱を行うことの規定を削除するものでございます。

お戻りいただき、1ページの第2条第1項第5号をご覧いただきたいと存じます。

委員会の所管に属する学校その他の教育機関等、職員の任命について規定されておりますが、教育委員会が採用等を行います非常勤職員の任命につきましては、この規定に含まれておりますので、今回見直しをいたします、公民館長の任命につきましても、他の非常勤特別職員と同様に第5号の規定に含まれるものとし、第12号を削除するものでございます。

施行期日でございますが、令和2年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第36号及び議案第37号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより議案第36号について、質疑、ご意見等がご

ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 単純な質問。行政不服審理員をもう少し、仕事の中身等を教えていただけると。

佐野教育総務室長 この行政不服審理員ですけれども、いわゆる審査請求の審理の公平性ですとか、透明性を高めるため、審査庁に属する職員であって、この審査請求に係る処分に関与したものですとか、関与することとなるものなどの一定の要件に該当しないものとして、審理手続を具体的に行うものというのがその者の役目でございます。

鈴木教育長 ちなみに資格はあるのですか。

佐野教育総務室長 通常、いわゆる弁護士の方をお願いするケースがほとんどでございます。

鈴木教育長 よろしいですか。

それでは、議案第36号、「相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」、原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第36号は可決されました。

次に、議案第37号について、質疑、ご意見等ございましたらお願いをしたいと思えます。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

議案第37号、「相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正する規則について」、原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第37号は可決されました。

相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

鈴木教育長 次に、日程13、議案第38号、「相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

佐野教育総務室長 議案第38号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、教育委員会事務局の分掌事務に係る規定の改正その他所要の改正をいたした

く、提案するものでございます。

改正の内容についてでございますが、1枚おめくりいただきまして、議案第38号参考資料1をご覧いただきたいと存じます。

改正の主な内容でございますけれども、1の教育総務室及び学務課についてでございますが、分掌事務を整理するもので、「学校の設置、廃止、位置変更及び名称変更に関すること。」につきまして、学務課の分掌事務とし、教育総務室の分掌事務から削除するものでございます。

2の生涯学習課についてでございますが、生涯学習課における分掌事務を整理するもので、平成29年3月の社会教育法の改正により、地域学校協働活動に関する諸規定が新たに定義されたこと、また第2次相模原市教育振興計画において、地域学校協働活動の推進を図ることを明記することから、生涯学習課の分掌事務に「地域学校協働活動に関すること。」を追加するものでございます。

次に、施行期日でございますが、令和2年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 現行だと教育総務室の3番がなくなって、新たに学務課の5番が増えたという考えですね。

佐野教育総務室長 委員のおっしゃるとおりでございます。

小泉教育長職務代理者 「その他の…」というところが削除されて、なくなっているのですけど、これは大丈夫なのですか。現行ですと教育総務室は、学校、その他の教育機関と書いてあるのですけど、新たに学務課は学校の設置、学校に特化されているのですけど、その他の教育機関というのは、これは大丈夫ということでしょうか。

鈴木教育長 学校以外の教育機関の設置はどこでやるのか。

佐野教育総務室長 その他の教育機関でございますけれども、それにつきましては、それぞれの施設所管課で設置あるいは名称変更等の手続きを行うということでございます。

小泉教育長職務代理者 では、消えても大丈夫ということですね。分かりました。

鈴木教育長 他に質疑、ご意見等がなければ採決を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

これより採決を行います。

議案第38号、「相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」、を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第38号は可決されました。

ここで休憩いたします。再開は午後5時5分再開いたします。

(休憩・16:55～17:05)

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則について

鈴木教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程14、議案第39号、「教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第39号、教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正に伴い、教育職員が行う業務の量の適切な管理等について所要の定めを行いたく提案するものでございます。

本市におきましては、先般3月市議会本会議において、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間に行う業務の量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に係る規定を追加する、教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正案が可決されたところでございます。

その具体的な措置として、教育職員の超過勤務時間の上限を新たな教育委員会規則において規定するものでございます。上限の時間につきましては、第3条でお示したとおり1か月45時間以内、1年間360時間以内とする。ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により予測することができなかった業務が生じ、勤務せざるを得ない場合は、1か月100時間未満、1年間700時間以内とするものでございます。また、連続する複数月の平均超過勤務を80時間以内とすること。超過勤務が45時間を超える月は年間6か月までとすることを規定するものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

議案については以上となりますが、議案とは別に配付をしております「相模原市小中学校等における教員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、勤務時間の管理の対象とな

る職員や勤務時間の考え方、勤務時間の計測方法、実効性を担保する方策などを定める予定でございます。

以上で、議案第39号の説明を終わらせていただきます。申し訳ありません。本方針につきましては、関係資料ということでお示ししてございます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

小泉教育長職務代理者 学校現場の、例えば管理職である校長先生たちの反応と申しますか、意見というのはどのようなことが来ていたのでしょうか。

農上教職員人事課長 この上限等を定めることにつきましては、一定の理解はいただいているところです。しかしながら、学校現場の現状を考えますとなかなか難しいというお声も同時にいただいているところですので、一方的に押しつけるものではなく、この上限を定めつつ、しっかりと学校と教育委員会とで取り組んでいきたいと思います。その実行性を担保するものを事務局としてもいろいろと考えていきますという中でご理解をいただいているところでございます。

小泉教育長職務代理者 超過勤務をしなくていいような職場環境と申しますか、例えば人材の確保であるとか、その辺もぜひ、こういう時代でなかなか難しいのですけれども、前向きに現場の声を大切にしていっていただけるといいかなと思います。

岩田委員 給与等に関するという名前だけれども、時間はここまでが上限ということで、それでも一応特例の場合で、どうしても予測できなかったときにはここが上限となっておりますが、でもこれ以上超えないことを願うし、でも、給与には影響しないということですよ。ここで頭打ち、給与は頭打ちということはないということですよ。

鈴木教育長 給与との関係を、では説明をお願いします。

農上教職員人事課長 教員につきましては、時間外勤務手当というものがございませんので、時間外勤務時間が何時間だったからとか、それを超えたとかということで、それが給与に影響するものではございません。

平岩委員 ということは、この数字は努力目標ということ。そういうイメージですか。

鈴木教育長 この45時間と年間360時間を必ず守らなくてはいけないのか、努力目標なのかという位置付けについてご質問が。

農上教職員人事課長 条例規則に位置付けているものですから、守るべきものではありません。

すが、現状と照らし合わせますと、これをすぐに令和2年度から全て100%守るようにしようというのは、実態としては難しいと思っております。

ただ、難しいから守らなくていいよという性質のものではございませんので、そこが担保できるように今後、取り組んでまいりたいと思います。

永井委員 これで、集計して、1学期にどうも時間外が多いなという学校に対して、例えば2学期から事務をやってくれる方を配置したりとか、そういうことはできるのですか。

農上教職員人事課長 年度途中で、そういった実態に合わせて人の配置を追加するということは正直、大変難しいものでございます。

ただ、学校ごとのデータもしっかりとっていきますので、そこでは、その学校は何故ほかの学校に比べて高いのだろうというところは、そのときそのとき、校長とやりとりをさせていただきますし、また来年度以降の、人事的な面での資料としてきたいと考えております。

永井委員 では、年度が替わるときだったら配慮ができるかもしれないということですかね。年度替わりには。

細川学校教育部長 教職員人事課の方で、そういう学校ごとの特徴であるとか、個人的なデータ等々も管理をして、校長とやりとりをするというのはそのとおりでございます。

一方で、あわせまして例えば、それが保護者対応であったり、児童生徒の問題行動であったり、そうしたことであれば学校教育課の人権・児童生徒指導班の方で、早急な解決に向けて、支援体制、組織がどうなっているであろうとか、そうしたような助言等々を行う。

また、その教科の事務的なものであれば、教育センターの方から校務支援ソフトの効果的な使い方について指導、助言等々を行う。人的な配置はできないのですが、指導主事が学校支援を行う中で、そうした個別のものには対応していきたいなど。この条例に関しては、学校教育部全体が他の、もしかしたら教育環境部であるとか、いろいろな方々のお力添えをいただきながら、地域の方にもご協力をいただき、みんなで取り組んで達成に向かっていくものと思っておりますので、そうしたものは意識して取り組んでいきたいと思っております。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

議案第39号、「教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則について」

原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第39号は可決されました。

相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

相模原市一般職の常勤代替教諭等の勤務条件に関する規則を廃止する規則について

鈴木教育長 次に、日程15、議案第40号、「相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」及び日程16、議案第41号「相模原市一般職の常勤代替教諭等の勤務条件に関する規則を廃止する規則について」は、関連がありますので、事務局から一括して提案説明を行い、個別に採決を行います。

それでは、事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第40号、相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について及び議案第41号、相模原市一般職の常勤代替教諭等の勤務条件に関する規則を廃止する規則につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第40号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例の改正に伴う任期付職員の給与に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく、提案するものでございます。

おめくりいただき2枚目、議案第40号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

2の改正の主な内容といたしまして、(1)は任期付職員に対する勤勉手当の成績率を改正するもので、ボーナスのうち勤務成績によって定まる部分の支給割合を100分の80から100分の95とし、一般の職員と同様とするものでございます。(2)は任期付職員のボーナスを計算するに当たり、職務の責任の度合いが高い職員に対して、ボーナスの額を加算する、職務段階別加算につきまして、対象外とするものでございます。(3)は任期付職員に対する義務教育等教員特別手当の額を一般の教育職員と同様に、職務の級及び号給に応じたものとするものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

なお、本規則の改正に当たりまして、相模原市学校職員の給与に関する条例第20条の規定に基づく人事委員会との協議については、応諾を得ているところでございます。

続きまして、議案第41号についてご説明申し上げます。

本議案は、これまで常勤代替教諭及び常勤代替事務職員の勤務条件は教育委員会規則として、本規則により規定しておりましたが、令和2年4月からは他の臨時的任用職員と同様に、人事委員会規則の適用を受けるようになることから、本規則を廃止するものでございます。

なお、常勤代替教諭及び常勤代替事務職員は、従来から常勤の職員に準じた勤務条件となっておりますことから、休暇制度の一部が改善されることを除き基本的に変更はございません。

以上で、議案第40号及び議案第41号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。まず、議案第40号について。

小泉教育長職務代理者 100分の80から100分の95になるということで、一定の予算の増になるかと思うのですが、その辺の概算、あわせて勤務成績が優秀な職員の具体的にいうと人数的なものというのが、もしわかれば教えてください。

沖本教職員給与厚生課長 例えば勤勉手当の成績率、こちらで申し上げますと、金額で大変申し訳ございませんが、影響額としましては、約3,200万円程度の影響額を見込んでいるところでございます。

鈴木教育長 人的な割合というのは、勤務成績が優秀な職員になるような人数というか。

沖本教職員給与厚生課長 約30%程度ということでございます。

鈴木教育長 割合ですけど、いいですか。

小泉教育長職務代理者 はい、大丈夫です。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、採決を行います。

議案第40号、「相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第40号は可決されました。

次に、議案第41号、ここにつきまして質疑、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいですかね。

では、採決を行います。

議案第41号、「相模原市一般職の常勤代替教諭等の勤務条件に関する規則を廃止する規則について」を原案どおり決すにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第41号は可決されました。

相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について

鈴木教育長 次に、日程17、議案第42号、「相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

佐野教育総務室長 議案第42号、相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

会計年度任用短時間勤務職員の報酬の額の改定、行政不服審理員の職の設置に伴う規定の追加その他所要の改正をいたしたく、提案するものでございます。

恐れ入りますが、2枚おめくりいただきまして、議案第42号参考資料をご覧いただきたいと存じます。

はじめに、1の主な改正の概要等についてでございます。会計年度任用短時間勤務職員の報酬額の決定に当たりましては、原則として市職員に適用しております、行政職給料表(1)の給与と地域手当を基準として設定をいたしました日額報酬表の各号給に掲げる金額のうち、令和元年4月1日現在において非常勤職員に適用している賃金の直近上位となる金額とすることといたしまして、令和元年10月に「相模原市会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則」を市長部局が制定し、また11月には、市長部局が制定いたしました「市会計年度任用職員規則」の規定の多くを準用する形で「相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則」を制定いたしました。

令和元年10月の本市人事委員会勧告を受け、「相模原市一般職の給与に関する条例」に規定する、行政職給料表1をはじめ、職員の給料表を改正したことに伴いまして、「市会計年度任用職員規則」第2条第1項に規定する会計年度任用短時間勤務職員の日額報酬表の一部が改正されるため、「教育委員会会計年度任用職員規則」のうち、「市会計年度

任用職員規則」で規定している日額報酬表を準用している職の「初任給基準表」の一部についても改正が必要となるものでございます。

なお、改正に当たりましては、相模原市公契約条例における労働報酬下限額でございます、時給1,059円を下回らないようにしております。

次に、2の改正の内容についてでございます。

表のうち、左から2列目の移行前の日額賃金の額でございますが、下線を引いてございます金額が現在、それぞれの職の非常勤職員に任用している時間単価でございます。これを表の中列の太枠で囲った部分のように改正するものでございまして、具体的にはそれぞれ下線の引いてあるそれぞれの職の時間単価に引き上げる改正を行うものでございます。

裏面をご覧ください。

続きまして、3の行政不服審理員の設置についてでございます。行政不服審査法の規定に基づき設置される行政不服審理員につきまして、非常勤特別職であったものを、会計年度任用短時間勤務職員として職の設置をするため、新たに報酬について規定するものでございます。

最後に施行期日でございますが、令和2年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

小泉教育長職務代理者 表の見方で、初任給基準の改正のところ今、移行前と改正後と教えていただいたのですが、右側の改正前というのは、これはどういう関係があるのでしょうか。

佐野教育総務室長 一番右の欄でございますけれども、こちらにつきましては、先ほどの10月の人事委員会勧告の前の給料表に基づきまして、設定したものでございます。

ここで設定した理由につきましては、来年度の会計年度任用職員を採用するに当たりまして、勤務条件の1つとしまして、いわゆる給料表を示さなければいけないという中で、改正前の給料表を使って、いったん勤務条件というか、賃金額を算出したものでございます。

これが、先ほど説明しましたとおり、人事委員会の勧告後の給料に切り替わりましたので、そういった意味で、改正前というのが、人事委員会勧告前の給料表に基づいたものと

いうことをご理解をいただければと思います。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

よろしければ採決を行います。

議案第42号、「相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第42号は可決されました。

教職員研修の令和元年度実施状況及び令和2年度実施計画について

鈴木教育長 次に、日程18、報告第7号、「教職員研修の令和元年度実施状況及び令和2年度実施計画について」、事務局より説明いたします。

浅倉教育センター所長 教職員研修の令和元年度実施状況及び令和2年度実施計画について、ご説明いたします。

それでは、資料1、令和元年度教職員研修実施状況についてをご覧ください。上段の1をご覧くださいと思います。

今年度の研修の概要でございますが、教職の素養、授業づくり、学級づくり・子ども理解などの研修を行いました。

2の令和元年度新設講座でございますが、専門研修、特別研修として、それぞれ記載の研修を行っております。

中段3、令和元年度の講座数と受講者数でございますが、表に記載のとおりでございます。学習指導要領研修講座を小中合同で行ったことにより、昨年度よりも講座数としては減少しております。

下段4の研修効果につきましては、研修講座ごとに設定したねらいの達成状況を4点満点としたアンケートの全講座の平均値でございます。

昨年度と比較いたしますと、項目によっては0.1ポイントの減少がありますが、受講者の満足度についての差異は大きくはないと考えております。

ここまでが今年度の研修報告でございます。

1枚おめくりいただき、資料2、令和2年度教職員研修実施計画についてをご覧ください。

上段に令和元年度の主な成果と課題を記載しております。今年度の成果、課題を踏まえ、2の令和2年度の方向性といたしまして、授業力向上、学級経営や保護者対応など多岐にわたる教員の資質向上のため、研修の内容を充実させる。各校でのOJT推進に向けて、授業改善リーダー研修等をより充実させていくといたしました。

3の令和2年度の研修計画改善の視点については、(1)から(4)までの4点とし、これらの視点に基づく具体的な取組につきましては、おめくりいただき、4、令和2年度の主な重点・変更点として、記載しております。

個別の説明は割愛させていただきますが、OJTを推進することが、校内において年次の少ない教員の指導力向上を図ることにつながると考えております。(1)に記載のとおり中堅教諭資質向上研修を充実させるとともに、推進教師、授業改善リーダー研修においてOJTの視点を育成してまいります。

右の資料3、令和2年度教職員研修体系をご覧ください。

次年度の研修講座について整理し、一覧にしたものでございます。

続きまして、また1枚おめくりいただきまして、資料4、相模原市教職員のライフステージにおける人材育成指標をご覧ください。

これにつきましては、先日の教育委員会定例会におきまして、変更をご了承いただいたものでございますが、職責、経験、適正に応じて求められる資質等を整理しているものでございまして、教育センター実施する教職員の研修はこの指標に基づき、ライフステージごとに必要な講座を計画しております。

以上、教職員研修令和元年度実施状況及び令和2年度実施計画についてご説明申し上げました。今後も、本市教職員の育成に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 大雑把な話になってしまうのですが、この研修計画を立てるに当たって、相模原市の学校教育、例えば年齢層とかはあるだろうし、授業力だとかという個人の資質などもあるだろうし、そういったところはどういう捉えで、これを立てたという、少しアバウトな聞き方なのですが。言い換えると例えば、学力が相模原市は低いみたいなどころがあるではないですか。では、教員はどうなのよというところ、そういうエビデンスがあって、こういう計画が立てられたのか。そういう考えがあったら教えてください。

さい。

浅倉教育センター所長 本市教職員の全体的な課題からスタートしていることですので、本市児童生徒の状況から不登校者が多いという状況、それから小学校においては全国学力学習状況調査の正答率が振るわない状況もあります。

それから、新しい学習指導要領を踏まえた授業が今後、展開できるようになるかというところが課題としてございますので、それらを踏まえた研修体系であるとか、学校内でのやはりOJTをどう図っていくかということと、集合型の研修をどう行い、その後の学校でどう生かしたかということまでをやはりカバーできるような研修体系にしていくことが必要だろうということで、今年度、できることから改善するというで、計画しているものでございます。

以上です。

小泉教育長職務代理者 では、現場の実態に即したということですよ。

浅倉教育センター所長 はい。

小泉教育長職務代理者 それと今のOJTの関係なのですけども、リーダー研修とか、そういう研修を充実させるということとあわせて、まさにオン・ザ・ジョブ・トレーニングですから、学校現場に教育センターが行ってみたいなものもあるのでしょうか。

浅倉教育センター所長 現状から常勤代替の教員が増えているというところもあって、ここについては、学校に出向いて授業だとか、学級経営だとか、その辺りを細かく見ていく必要があるということで、現在は教育指導員の派遣に力を入れているところです。また、OJTを推進する上で、授業改善リーダーや中堅教諭等については現在のところは、リフレクションシートで、校内で活動したことが記録に残っているものを基に管理職等に連携を図ったりだとか、そういったところで進めているところですが、より今後も学校に出向いてということは、増やしていく必要があると考えています。

以上です。

鈴木教育長 今の件で少し補足をしていただきたいのは、それは資料3の縦長の表のCのところですかね。学校への訪問支援研修のことを言っているのですよ。

浅倉教育センター所長 はじめに申しましたのは常勤代替研修ですので、Aの(1)の です。字が小さくて大変申し訳ございません。常勤代替教諭研修講座、200人以上の常勤代替者がいますけれども、新任の者60名程度を毎年、年に2回以上の授業参観と指導をしているところです。

今お話のあった、訪問支援研修の部分については、学校からの要請、校内研究への派遣等も含めた形で、派遣を要請されたものでございます。

岩田委員 この評価のところは4点満点で満足したかというので、大変満足した、やや満足した、あんまり満足しない、全く満足しないみたいなところの部分で、3.8だったのが3.7というところで大して変わらないと見ることもできるけれども、でも、どれか1つぐらいは下がったら、どれか1つぐらい上がってもいいはず、3.9とかになってもいいのかと。逆に、このフリーアンサーみたいなものでとっていて、何がやはり満足しなかったのか、何が自分の課題、持っていなかったのかみたいな、もう少し中身のところを取れるような、このアンケートがなっているのか。中身が分かるのだとしたら少し教えていただきたいと思いました。

浅倉教育センター所長 このアンケート自体は受講後に受講者が記載をするもので、こういった形の選択肢で答えるものは4択なので、スペースとしてもわずかですけれども、この下になんか記述欄をつくっているの、びっしり受講者が書きます。その中から自分を見つめている記述や、その後どこをどう生かしているかという決意が表れているような部分、ここを実は大事にしながら学校と連携して、受講者はその後、どう成長していくのかというところも見ながらやっているところなので、少しこの数値としてはあまり参考になりにくいというところは確かにあると思います。

以上です。

岩田委員 満足してないというのはおかしいけど、もっとこういうところを満足してほしいとか、こういう研修をしてほしいみたいなものはありましたかね。その記述の中に。

浅倉教育センター所長 そうですね。このアンケートの取り方にも確かにどうかというところはあります。中にはやはり自分に厳しくて、こういうところは参考になったけど、自分を見つめるところができていないと思うのでという辛口の答えをしている者もいれば、素直にその研修がとってもよかったということで満足したという回答もあるので、そこはやはりこの取り方自体も今後、考えていく必要があるのかなと思います。

鈴木教育長 だめだったという意見はなかったのですか。

岩田委員 なかったのですか。

例えば、もっとこのような研修を今度やってほしいとかというのは全然なかったのですか。

浅倉教育センター所長 中には確かにあります。研修の形態とか内容とか、当然講師の選

択とか、厳しい評価、それは私たちとしても参考にさせていただいているところです。

永井委員 でも、アンケートも記名式ですし、それほど何でもかんでも書けるというわけでもないのかなと思いますし。

鈴木教育長 一応、確認で、記名式ですか。

浅倉教育センター所長 はい。

永井委員 だから、いっぱい書いた方が意欲があると後で思われるのかなとか、いろいろな思惑があっている書いたりはするのかなと思うので。

鈴木教育長 無記名だと

永井委員 違うのかと。ちょっと興味はあります。

岩田委員 それで、何か自分の自己覚知みたいな。

永井委員 そうなのですよ。でも、それで多分、人を見ながら、ああ、こうだなというのが判断できるのだと思うので、それは一概に無記名の方がいいとも言えないので、それはそういうものかなと思って受けとめています。

鈴木教育長 平岩委員、よろしいですか。

平岩委員 講座数なのですが、数が減っているという理由もよく分かりました。

研修が大事だということもとてもよく分かるのですが、私の印象としてはやはり講座がすごく多いのだなというように思うのです。

必要な内容というのはあると思うのですが、この講座数は今後、まとめたりとか、うまくやっていって、どんなふうはこの数はというのは動いていくのかなというのがちょっと聞きたいところなのですが。やはりとても多いなと思うのですけど。

浅倉教育センター所長 こちらで、受講者をピックアップしているというのは、やはりAのライフステージのところで、該当者がこれだけいますのでという形で行うものです。

専門研修については、同じテーマであっても例えば支援教育の分野であっても、初歩から学びたいもの、何年かやっているのだからかなりレベルの高いものを求めているとかという形で、かなり要望としては多岐にわたっているんで、ある程度のラインナップをそろえる必要はあるというふうに考えています。

また、県内で行われている研修を5センターが連携をしておりますして、例えば、横浜市、川崎市、神奈川県、横須賀市辺りの研修を受講したいという方がいらっしゃった場合、特に夏休み等はそういったものを受けられる仕組みをつくっていますので、各教員のニーズに応じたということていくと、急に減らしたりということは難しい状況ではあります。

平岩委員 このぐらいの数でやった方がよろしいと。

浅倉教育センター所長 はい。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

本件については報告ですので、この辺で閉じさせていただきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉 会

午後 5 時 4 5 分 閉会